

学校施設開放事業で体育館の空調機が使用できます

(1) 学校体育館の空調機の使用について

学校体育館の空調機については、こども達の教育環境の向上と災害時の避難場所の環境改善を目的に、令和7年度から令和9年度の3年計画で整備を進めております。学校体育館は、地域活動やスポーツ活動などでも使用されており、それらの活動における空調使用の需要に対応するために、以下のとおり有償で使用できるようになりました。

【使用開始時期】空調機設置校については **令和8年7月から**

※1 使用開始時点では、小学校79校、特別支援学校10校に設置予定。

【空調使用料】電気代相当額として **350円/時間**

※2 学校体育館の施設使用料は、これまで通り減免。

(2) 口座振替の登録手続きをお願いします

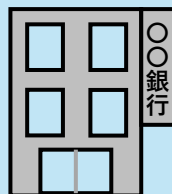
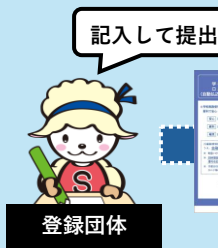
使用料のお支払いは、原則口座振替となっております。以下のとおり、口座振替には、事前の登録が必要となります。空調機設置スケジュールにあわせて、対象の団体へ口座振替依頼書を送付いたしますので、空調機を使用される場合は口座振替の登録手続きをお願いします。

★口座振替登録手続きの流れ★

①教育委員会から
口座振替依頼書が届く

②対象の金融機関に
依頼書を提出する

③団体情報に口座情報を登録
⇒口座振替が可能に！



金融機関から教育委員会へ
控えが送付される
3~4週間後



団体から教育委員会へ依頼書の提出は不要です！

口座振替の登録が必要な団体
(※空調機を使用する場合)

- ①体育館の施設使用料が減免になっている団体
- ②これから初めて体育館を使用する団体

(注) 口座振替できる金融機関は、福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行の3行です。

〈参考〉使用料の支払い方法 ※前納

- ①原則、**口座振替**（福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行）
- ②口座振替ができない場合などは、
窓口（市役所11階教育環境課）でお支払い（電子マネー、収入証紙による）

依頼書を提出してから口座振替できるまで、3~4週間ほどかかります。お早めのお手続きをお願いします。



【問い合わせ先】福岡市教育委員会教育環境課 TEL：092-711-4379